

I S S 業務システムのコンサルティングに関する業務委託

「I S S 業務システムのコンサルティングに関する業務委託」を、次の要領により公募します。

公益財団法人農林水産長期金融協会（以下、「協会」という。）は、農林水産省の補助事業として農林水産金融に関する利子助成金の交付の事業を行っており、我が国食料生産の担い手となる認定農業者、将来の漁業生産の中核となる漁業者や自然災害等からの復旧を目指す農業者等の経営改善を支援しています。

協会では、利子助成金交付事業を円滑かつ的確に実施するため、「I S S（=Interest Subsidy System）業務システム」（以下、「本システム」という。）を構築し、業務に使用しています。

本システムは、毎年度、利子助成金交付事業の改正に則してアプリケーションソフトを改修しているほか、定期的にソフトウェア及びハードウェアの更新等を実施しており、今回、本システムの課題に係る対応策の提案、コンピューターシステムの調達や開発委託に関する評価等に対するコンサルティングに関する業務を委託するものです。

1 公募に付する事項

（1）件名

I S S 業務システムのコンサルティングに関する業務委託

（2）概要等

イ 業務内容

本件の業務内容は、次のとおりとし、具体的な内容、進め方及び作業量については、その都度協議の上決定するものとします。

（イ）コンピューターシステムの課題に係る対応策の提案及び解決の支援

（ロ）コンピューターシステムの調達及び開発委託に関する評価・助言

（ハ）コンピューターシステムの開発プロジェクトに関する支援

（ニ）（イ）から（ハ）に付随する業務

ロ 契約の形態

準委任契約

ハ 契約期間

契約の締結日から令和9年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに契約終了の意思表示がなされないときは1か年延長することができます。

ニ 再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできません。

(3) 契約締結時期

令和8年8月（予定）

2 応募資格

次の要件に適合するものであること。

(1) 業務アプリケーションの理解に関する条件

金融関係のシステムに係るコンサルティングの業務実績を有しており、金融関係のシステムに関する基本的な業務内容、用語等を理解していること。

(2) 経験に関する条件

管理者は、金融関係システムの開発管理業務について、5年以上の業務経験を有すること。

(3) 令和07・08・09年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされているものであること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。

(4) 情報セキュリティ管理体制が確立されていること。

(5) JIS Q 27001 認証（日本産業規格）又は一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）「プライバシーマーク」のうち、いずれかの認証を取得していること。

(6) 次の各項に該当しない者であること。

イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。

ロ 協会との契約に関して次の各号のいずれかに該当すると認められたときから3年の期間を経過しない者。

（イ）契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（ロ）公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（ハ）契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

（ニ）監督の実施に当たり協会職員の職務の執行を妨げたとき。

（ホ）正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

（ヘ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

（ト）この項（この号を除く。）の規定に該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ハ 応募申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(7) 経営又は信用の状況からみて、適正な契約の履行が確保される者であること。

(8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

(9) 応募申込書及びその添付書類の提出期限の日から契約締結までの期間に、農林水産

- 省から補助等交付等停止及び契約に係る指名停止措置を受けていない者。
- (10) この業務の遂行に必要な連絡、調整等を行う営業拠点を東京都内又はその近郊に有していること。

3 応募方法

応募を希望する者は、令和8年8月18日（火）15時00分までに、提出書類を応募・問合せ先へ提出すること。

4 提出書類

(1) 応募申込書（別添1）

(2) 応募資格があることを証明する書類

- イ 法人登記簿謄本（申込前3カ月以内に発行されたもの）
- ロ 財務諸表（直近2期分）
- ハ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）
- ニ 適合証明書（別添2）
- ホ 誓約書（別添3）

（注）イ、ロ及びハは、令和07・08・09年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しをもって代えることができる。

(3) 見積書

本件業務に従事するシステムエンジニア及びプログラマーの1日当りの標準的な料金（千円／日（月間20日、1日7時間勤務で計算）、消費税抜き）を記載する（様式任意）。

5 応募・問合せ先

〒101 - 0054

東京都千代田区神田錦町3-13-7（名古屋ビル本館）

公益財団法人農林水産長期金融協会

担当：企画担当 江口

電話：03-3292-3281

FAX：03-3292-1346

E-mail：keiei@nokinkyo.or.jp

6 提出方法

前記当協会アドレスあて電子メール、持参又は郵送で提出することができる。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、応募期限必着で送付すること。

7 その他

- (1) 応募申込者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じること。
- (2) 書類等の作成及び提出に係る費用は、応募申込者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。

別添 1
令和 年 月 日

応募申込書

公益財団法人農林水産長期金融協会
事務局長 上大田 光成 殿

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

公益財団法人農林水産長期金融協会が令和 8 年 8 月 3 日付けで公募した「I S S 業務システムのコンサルティングに関する業務委託」に応募します。

○連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(F A X 番号)

(E-M A I L)

令和 年 月 日

適合証明書

公益財団法人農林水産長期金融協会

事務局長 上大田 光成 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

本件に係る「応募資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

	応募資格	根拠となる事由
1	【業務アプリケーションの理解に関する条件】 金融関係のシステムに係るコンサルティングの業務実績を有しており、金融関係のシステムに関する基本的な業務内容、用語等を理解していること。	【応募資格の有無を選択し、事由を記載すること】 有 ・ 無 事由： （過去3年の業務実績の件数やその概要を簡潔に記載してください。）
2	【経験に関する条件】 管理者は、金融関係システムの開発管理業務について、5年以上の業務経験を有すること。	【応募資格の有無を選択し、事由を記載すること】 有 ・ 無 事由：
3	情報セキュリティ管理体制（別紙）が確立されていること。	【応募資格の有無を選択し、事由を記載すること】 有 ・ 無 事由：
4	JIS Q 27001 認証（日本産業規格）又は一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）「プライバシーマーク」のうち、いずれかの認証を取得していること。	【認証の取得を証明できる証拠書類を添付すること。なお、更新申請中の場合、その旨を証明できる証拠書類も添付すること。】 取得の有無： 有 ・ 無 添付書類名：

（注）根拠となる事由は、記載することに代えて資料を添付することでもよい。

別紙

情報セキュリティ管理体制について

次の要件を満たしていること（同意事項を含む。）。

（１）関係法令の遵守

次の各法律及び基準（最新版）を理解し、遵守すること。

- イ 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）
- ロ 経済産業省「情報システム安全対策基準」
- ハ 経済産業省「コンピュータ不正アクセス安全対策基準」
- ニ 経済産業省「コンピュータウィルス安全対策基準」
- ホ 経済産業省「システム管理基準」
- ヘ 経済産業省「情報セキュリティ管理基準」
- ト 公益財団法人 金融情報システムセンター（FISC）「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」及び「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」
- チ 総務省「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」
- リ 金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」
- ヌ 金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」

（２）社内教育

役務提供又は保守を行う各担当者に対して、次の内容の教育を実施していること。

- イ 最新の情報技術に関する教育
- ロ セキュリティ教育（サイバーセキュリティ教育を含む。）
- ハ 個人情報保護に関する教育
- ニ コンプライアンスに関する教育
- ホ 守秘義務に関する教育

（３）情報管理

イ セキュリティ管理体制

（イ）サイバーセキュリティに関する組織体制が確立されていること。

（ロ）サイバーセキュリティ対策を実施していること。

ロ 機密保持

（イ）本件の業務を通じて知り得た機密情報及び協会の業務上の事項は、契約期間中はもとより、業務終了後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

（ロ）受託者は、協会が定めるセキュリティに関する事項に従うものとし、定められた事項に反する行為又は協会に損害を与える行為が判明した場合は、損害賠償の責任が生じるものとする。

ハ 情報の取扱い

- (イ) 本件の業務を通じて使用した記録媒体等は、記録されたデータが外部に流出することのないよう、受託者の負担において必要な措置を講じ、データの管理を行うこと。
- (ロ) 本件で必要となる情報の全ては、業務の終了をもって返却又は協会の指示に従った処置をとること。

ニ 機器等の管理

- (イ) 協会の情報を扱うパソコンについては、OSで設定できる範囲でログ取得の設定を行い、ウィルスチェックによりウィルス感染していないことを確認すること。
- (ロ) 協会の情報を扱うパソコンについては、インターネットに接続している場合は毎日、その他の場合は少なくとも1カ月に1回ウィルスパターンの更新を行うこと。
- (ハ) 協会の情報を扱うパソコンについては、ワイヤーロック等で盗難防止の措置やハードディスク等の暗号化対策等の安全対策を実施すること。そのための費用は、受託者の負担で用意すること。
- (ニ) 協会の施設内において、協会に無断でインターネットへの接続、回線の敷設、無線LANの設置等を行ってはならない。

ホ セキュリティ管理の確認

セキュリティ管理の実施状況について、協会が必要と判断した場合は、その実施状況について報告を求めることができるものとする。

ヘ 情報セキュリティインシデント発生時の対応

本件に係る業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに協会に報告、協会が必要と認める対応を行うこと。

ト 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対応

本件に係る業務の遂行において、受託者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を協会が認める場合には、受託者は、協会と合意した対応をとること。

公益財団法人農林水産長期金融協会
事務局長 上大田 光成 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

誓約書

今般、「I S S 業務システムのコンサルティングに関する業務委託」に係る公募（令和 8 年 8 月 3 日付け）に関し、「2 応募資格」にある全てを満たすことを誓約するとともに、後日、事実と異なることが判明したときは、貴協会が執られる措置に対して一切の異議を申し立てないことを誓約します。

記

- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - （1）契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
 - （2）協会との契約に関して次の各号のいずれかに該当すると認められたときから 3 年の期間を経過しない者。
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ 監督の実施に当たり協会職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ト この項（この号を除く。）の規定に該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - （3）応募申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営又は信用の状況からみて、適正な契約の履行が確保される者であること。

- 3 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上